

財団の運営に関する新聞報道について（調査結果報告）

財団法人骨髄移植推進財団
理事長 正岡 徹

骨髄移植推進財団(東京都千代田区、理事長:正岡徹)は、白血病などの患者さんを救命するため、平成3(1991)年12月に発足、広く国民の皆さまから骨髄提供希望者(ドナー)を募り、患者さんへ骨髄を提供する橋渡しの事業を行っています。

さて、昨年10月14日に一部新聞報道されました、(財)骨髄移植推進財団の事務局の運営等に関し、内部調査委員会の調査結果並びに内部調査報告書等に関する調査委員会による調査結果が提出されましたので、別紙の通り報告いたします。

平成 18 年 3 月 20 日

財団事務局の運営に関する調査結果について

財団法人骨髄移植推進財団
理事長 正岡 徹

昨年 8 月 26 日に、甲幹部職員から理事長に対して自発的に、乙幹部職員にハラスメントとも言える言動があるとの文書（甲作成文書）が提出されましたが、個人のプライバシーに関する情報が含まれていたため、慎重に調査を行ってきました。昨年 11 月 18 日に、内部調査委員会（委員長：鈴木常任理事・弁護士）から調査報告書（鈴木報告書）が提出され、本年 2 月 15 日に、内部調査報告書等に関する調査委員会（委員長：三谷弁護士）から調査報告書（三谷報告書）が提出されました。そして、3 月 10 日の常任理事会で報告され、了承されました。鈴木報告書と三谷報告書の調査結果は、別添の通りです。

鈴木報告書と三谷報告書の結論は、本件については、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに当たる事実があったとは認められないということです。また、セクシュアルハラスメントの被害者とされたご本人からは、そうした認識は無いとの申し立てが理事長あてになされており、財団としては、こうした結論は妥当なものと考えております。

三谷報告書では、さらに甲作成文書そのものの評価や財団への提言が報告されています。甲作成文書については、その内容、手続きに問題とすべき点もあったとの調査結果でした。

財団としては、鈴木報告書及び三谷報告書により、甲作成文書記載の事項に関する一通りの調査が行われましたので、これをもって調査は終了し、今後、両報告書を参酌して、財団事務局の運営の改革を図り、国民の皆様信頼されるよう全力を挙げて努力して行きたいと考えております。

ここで、最近の財団の事業の概況について申し上げます。財団は、非血縁者間の骨髄移植の仲介という公益性の高い事業を行っていますが、特に、最近 2 か年度は業績が著しく伸展しています。移植件数が年間 900 件程度にまで急増し、ドナー登録者数も大幅に増加しています。これは、国民の皆様、行政、日赤、医療機関、ボランティアなど関係の方々のご理解とご支援の賜物と心から感謝しております。

財団としては、このように事業については順調に伸展している一方で、財団事務局の運営に関連して、国民の皆様にご心配をお掛けしたことに對して、深く反省しお詫び申し上げたいと存じます。これまで、財団事務局には、残念なことに外部からの不当な業務介入や内外の誹謗中傷といった病理現象が見られましたが、これらは是正されることが必要で

す。これからは、鈴木報告書と三谷報告書を参酌して、財団事務局の運営について抜本的に見直し、健全で信頼されるものとなるよう、職員が協力して精一杯の改善努力を行うつもりでございます。また、患者救命という財団の使命を果たすため、業務量の急増と財政健全化の要請に適確に対応するとともに、将来に向けて責任あるコーディネート業務の確立やドナー登録者数の拡大などに更に一層の努力をしてみたいと考えております。どうか、国民の皆様におかれましては、引き続き、財団に対する暖かいご支援とご鞭撻を頂戴できますよう心からお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 20 日

調査結果

財団法人骨髄移植推進財団
理事長 正岡 徹

(財)骨髄移植推進財団の事務局の運営等に関し、内部調査委員会の調査結果並びに内部調査報告書等に関する調査委員会による調査結果が提出されましたので、次の通り報告いたします。

1.経緯

昨年 8 月 26 日、甲幹部職員から理事長に対し、自発的に「報告書」と題する文書(甲作成文書)が提出されました。

甲作成文書に関し、昨年 11 月 18 日、内部調査委員会(委員長:鈴木常任理事・弁護士)から、調査報告書(鈴木報告書)が提出されました。

また、本年 2 月 15 日、内部調査報告書等に関する調査委員会(委員長:三谷弁護士)から、調査報告書(三谷報告書)が提出されました。

2.甲作成文書

甲幹部職員が職員と面談し確認ができたと主張する事項についての記述です。内容としては、乙幹部職員のパワーハラスメント、セクシャルハラスメントとも言える言動について、事務局運営への障害を懸念し、早急な改善措置を求めるものです。

3.鈴木報告書(内部調査委員会)

財団事務局に関するこれまでの経緯と現状を踏まえ、甲作成文書で指摘された職員から事情聴取した結果、本件についての結論としては、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに当たる事実が存在したとは認められません。

4.三谷報告書(内部調査報告書等に関する調査委員会)

(1)甲作成文書に係る職員及び甲乙から事情聴取した結果、本件についての結論としては、その定義に照らすと、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに当たるとは認められません。

(2)甲作成文書には、その内容、手続きに問題とすべき点もありました。

(3)提言として、苦情処理システムの構築、指揮命令系統の明確化、コミュニケーションなどの職場環境の改善を指摘します。